

地域福祉計画策定における住民参加の方法 — 参加と協働を重視した A 市の事例から —

長谷中 崇 志

I. はじめに

2000年に社会福祉事業法が社会福祉法に改称・改正され、市町村を基盤とした地域福祉の推進を図っていく必要性が法的に明確にされた¹⁾。今後は、住民に最も身近な市町村を基礎自治体とし、基礎自治体でも広域自治体（都道府県）でも対応できない課題を国が担うという「補完性の原則」を基本として、「ローカル・オブティマム」の実現を図っていくことが期待されているのである²⁾。そして、地域福祉推進のための手段として、地域福祉計画を策定することが社会福祉法第107条・108条において規定された（2003年4月より施行）。地域福祉計画の策定は義務規定ではないが、「現代の地方自治では、従来のガバメント（政府統治）からガバナンス（共治）への脱却が課題」³⁾となっており、「ローカル・ガバナンスの実験」⁴⁾として想定されている地域福祉計画の策定は行政の重要な責務であるといえる。また、社会福祉法第107条に記されているように、地域福祉計画策定における住民参加が求められている。住民参加が地域福祉計画の特徴の一つとしてあげられ、住民参加を欠いた計画は地域福祉計画とはいえないのである⁵⁾。住民参加を重視する考えは、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」においても明確に示されている。社会福祉法第4条で、地域福祉の推進に努めなければならない者として「地域住民」が明記されており、従来、「客体」として位置づけられていた地域住民が、地域福祉を推進する「主体」として法的に明確に位置づけられることになった⁶⁾。

この住民参加に関して、永田祐氏は、先行研究の検討を通して、「社会福祉における市民の参加は、従来から理論的にはその重要性が指摘されていたものの、現実には政策過程のいずれの段階においても不十分であり、その実態を研究対象として取り上げることが可能になったのは、地域福祉

計画のような実態としてのガバナンスの場が形成されてきてからであることを確認」している⁷⁾。原田正樹氏が指摘しているように、「近年ではパートナーシップや『協働』という言葉がよく使われているが、住民参加という形式や協働という言葉だけが注目され、その内実が検討されていない」状況にあり⁸⁾、地域福祉計画策定における住民参加をどのように実現していくのかを検証していくことが重要な課題の一つとなっている。また、2000年に社会福祉法が改正されて以降、地域福祉計画に関わる研究⁹⁻¹²⁾がなされているが、先進的事例¹³⁾が多く、普遍性という点で課題が残されている¹⁴⁾。木下聖氏が指摘しているように、先行研究の現状は「一般化及び理論化するまでに十分至って」おらず¹⁵⁾、地域福祉計画における住民参加のモデル化にむけた研究を蓄積していくことが求められているといえる。

本稿では、A市が取り組んでいる第2期地域福祉計画策定の事例をとりあげ、そのプロセスにおける住民参加に焦点をあてて考察する。

II. 方法

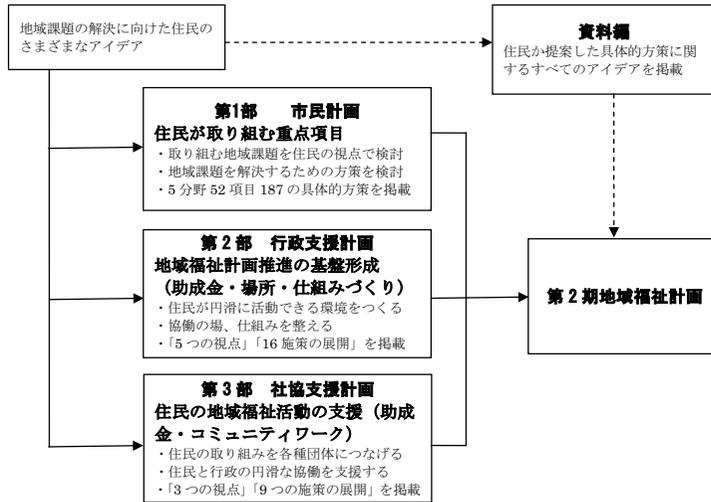
(1) 対象と方法

研究対象は、A市が2007年度より取り組んでいる第2期地域福祉計画策定の事例である（調査期間は2007年4月～2009年3月）。筆者は、第2期地域福祉計画策定に2007年度よりアドバイザー、策定委員会委員として参加しており、本事例研究では、計画策定プロセスをたどりながら、特に住民参加の取り組みに焦点をあてて検討する。方法としては、参与観察、関係資料、A市・A市社会福祉協議会・関係者へのインタビューに基づいて分析を行った。

(2) A市の概要

A市は、2004年12月に旧A市・B町・C町

図1 第2期地域福祉計画の構成



出典：金森弘高・野口定久「A市第2期地域福祉計画資料」

が対等合併した人口約14万人の観光都市である。面積約136.6km²、約54,700世帯、高齢化率21.0%、旧A市人口約115,000人（高齢化率20.6%）、旧B町人口約11,000人（高齢化率23.5%）、旧C町人口約15,000人（高齢化率22.3%）、27小学区である（2011年3月現在¹⁶⁾。旧A市では、合併前の2002年度から2003年度にかけて旧A市第1期地域福祉計画および地域福祉活動計画（計画期間2004年度～2008年度）を策定した。その後、2004年12月の合併により、旧A市第1期地域福祉計画の最終年度にあわせた旧B町・旧C町版地域福祉計画（地域版）を2005年度から2006年度にかけて策定した（計画期間2007年度～2008年度）。各計画ともに2008年度が最終年度となるため、第1期地域福祉計画をふまえて、新たなA市に対応する第2期地域福祉計画の策定（地域福祉活動計画と一体的に策定）に取り組むこととなった。

Ⅲ. 住民参加を基盤とした公民協働による地域福祉計画の策定

第2期地域福祉計画策定の過程を整理し、特に住民参加にかかわる取り組みに焦点をあてて検討する。

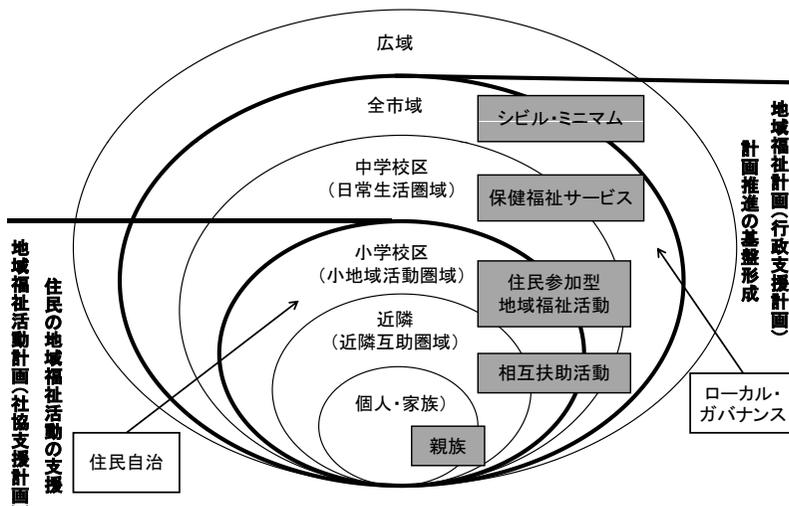
(1) 第2期地域福祉計画の策定方針と構成

2003年度に策定された第1期地域福祉計画（計画期間2004年度～2008年度）は、「一人ひとりの住民のニーズから出発する計画」を掲げ、「みんなでつくりはぐくむ安心と支え合いのあるまちをつくりだす」ことを基本理念として策定された。第2期地域福祉計画においても第1期計画の基調を踏襲した上で、協働型地域社会の実現にむけた戦略として地域福祉計画を位置づけ、計画策定・進行管理における「徹底した住民参加」（「市民会議」を基盤とした地域福祉の推進）、「公民協働」（ローカル・ガバナンス）を重視した。

第2期地域福祉計画は以下の3部構成である（図1）。①地域課題の解決に向けて住民が主体的に取り組む重点項目を示した「市民計画」、②計画推進の基盤形成に関する方向性を示した「行政支援計画」、③住民の地域福祉活動の支援に関する方向性を示した「社会福祉協議会支援計画」。計画の策定にあたっては特に、住民が円滑に活動できる環境づくりに焦点をあて、行政・社会福祉協議会による住民支援策を含めて一体的に検討した。また、3計画に盛り込まれなかった意見についても全て「資料編」に掲載し、住民から提案された意見の「見える化」を図った。

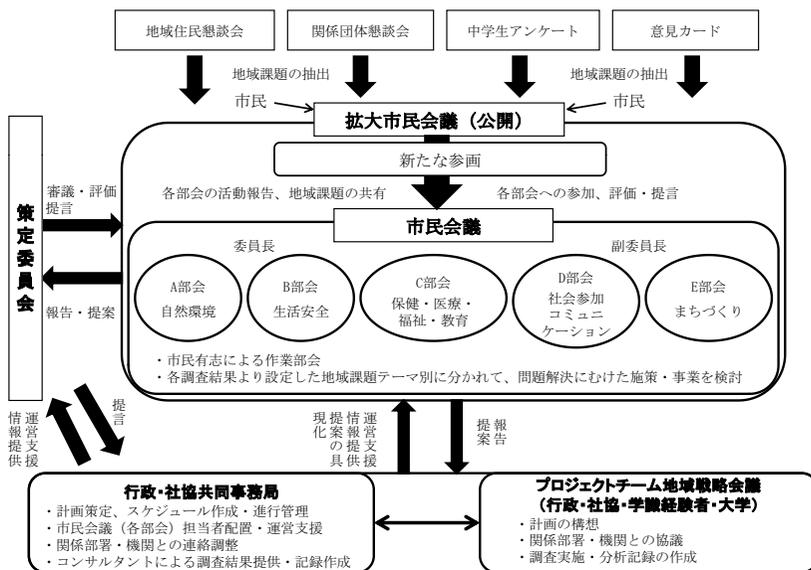
各計画の関係は図2の通りである。具体的には、4つの圏域—①全市域、②日常生活圏域（中学校

図 2 A 市における地域福祉計画（行政支援計画）・地域福祉活動計画（社会福祉協議会支援計画）の位置づけ



出典：野口定久（2008）『地域福祉論—政策・実践・技術の体系—』ミネルヴァ書房、p. 150 図「地域福祉計画の地域戦略—コミュニティとネットワーク」を一部修正

図 3 第 2 期地域福祉計画策定の体制



出典：野口定久「A 市第 2 期地域福祉計画資料」より作成

区)、③小地域活動圏域(小学校区)、④近隣互助圏域—を設定し、それぞれの圏域の特性に応じて、住民・行政・社会福祉協議会が協働で課題解決を図るための環境づくりを推進していくことを目指した。社会福祉協議会支援計画(社会福祉協議会活動計画)は、主に「近隣互助圏域」「小地域活

動圏域」を守備範囲とし、住民自治活動の支援策を示した。行政支援計画(行政地域福祉計画)は、特に「日常生活圏域」「全市域」を守備範囲とし、保健福祉等のワン・ストップ・サービス化やローカル・ガバナンスの構築にむけた整備策を示した。

(2) 第2期地域福祉計画の策定体制

住民・行政・社会福祉協議会の3つの主体による協働体制で本計画の策定を進めた(図3)¹⁷⁾。特に、今回の計画策定では、「徹底した住民参加」による計画策定を進めるために、「手あげ方式」(公募)による有志住民で構成された「市民会議」を設置した。そして、地域福祉計画に係る全てを「市民会議」で協議し、その結果に基づいて計画策定を進めた。また、幅広い住民の参加を目指して、①「拡大市民会議」(公開)を年に数回開催し、市民会議への新たな住民参加を募るとともに、計画に対する提言の機会を設ける、②学識経験者、保健・医療・福祉専門機関、当事者・関連団体機関、市民会議各部会代表で構成される「策定委員会」を設け、市民会議から報告された計画策定の進捗状況や計画案の審議を行うとともに、随時、市民会議に提言を行う、③「地域住民懇談会」「関係団体ヒアリング」「住民意識調査」(中学生アンケート調査(選択肢式)、住民を対象とした「意見カード」による記述調査)を実施する、という方法を取り入れた。

行政・社会福祉協議会の体制として、両者による「合同事務局」(コンサルタントが記録作成をサポート)、行政・社会福祉協議会・学識経験者・大学によって構成される「プロジェクトチーム地域戦略会議」を設け、行政と社会福祉協議会が一体となって住民主体による計画策定に取り組む体制を敷いた。

(3) 第2期地域福祉計画の策定過程

上述した通り、旧A市第1期地域福祉計画および地域福祉活動計画(計画期間2004年度～2008年度)、旧B町・旧C町版地域福祉計画(計画期間2007年度～2008年度)とも2008年度が最終年度となることから、2007年度から2か年にかけて、第2期地域福祉計画の策定(本計画では、地域福祉活動計画と一体的に策定)に取り組むこととなった。

まず、行政の本計画担当部署職員(保健福祉部福祉総務課)9名と社会福祉協議会職員6名により構成された事務局、本計画策定のアドバイザー委嘱を受けた学識経験者など¹⁸⁾により構成された「プロジェクトチーム地域戦略会議」において、

第1期各計画を検証し、第2期地域福祉計画策定の基本方針として、①「市民会議」を中核とした徹底した住民参加、②住民・行政・社会福祉協議会の協働による計画策定・進行管理を目指すことが確認された。以降、事務局会議とプロジェクトチーム地域戦略会議を重ねながら、スケジュール作成や関係者との連絡・調整などの計画策定に向けた取り組みがなされた。

1) 「市民会議」発足までの過程

まず、「地域住民懇談会」「関係団体ヒアリング」「住民意識調査(意見カード)」「中学生意識調査」を実施し、地域課題の抽出を図るとともに「市民会議」の広報を行った。さらには、地域福祉計画に関する住民の理解を深めるために「地域福祉講演会」を開催(2007年10月)、自治会、民生児童委員など関係団体を通じて「市民会議」の広報を行い、住民参加体制の準備を進めた。

A市内6か所の会場で2007年9月30日・10月6日・10月7日の3日間、全行政地区を対象とした「地域住民懇談会」を開催(271人参加)、ワークショップ形式で各地域の課題や問題の抽出を図った。また、「関係団体ヒアリング」を10月21日に開催した(地域福祉関係、高齢者関係、防災関係、障害者関係、外国人支援関係、子育て支援関係の6団体よりヒアリング調査)。さらに、「意見カード」を使用した「住民意識調査」を実施し、地域住民懇談会や関係団体ヒアリングから抽出した地域課題の補強や多様な住民から意見を集めることを目指した(20歳以上の住民4,000人を無作為抽出し、郵送配布・回収。調査期間は2007年10月27日～11月12日、491人回収)。「意見カード」は、「地域の困りごと(生活課題)」「生活課題を解決するための取り組み」「A市の好きなところ」「A市の変えた方がいいところ」「10年後のA市をこんなまちにしたい」の5項目について自由に記述してもらうものを採用した。また、これからのA市を担っていく中学生を対象に、地域福祉に関する意識調査(「中学生意識調査(選択肢式)」)を実施した。A市内の公立中学生を対象に、学校を通じて配布・回収し(調査期間は2007年12月4日～12月14日)、1312人の回収を得た。調査項目は以下の通りである。

「地域の人との関わりや地域の課題」「ボランティア活動について」「A市について(住み続けたいか、残していきたいもの等)」「A市の好きなところと変えた方がいいところ」「10年後のA市をこんなまちにしたい」。

2) 「市民会議」発足以降の過程

2007年12月に、第2期地域福祉計画策定の中核となる組織「市民会議」が立ち上げられた。「市民会議」は、住民の視点から、第2期地域福祉計画素案を作成する作業を担う組織であり、公募による有志住民により構成された。第1回目の「市民会議」が2007年12月15日に開催され、以降1ヶ月に1回、2009年3月の計画策定に至るまでに合計15回開催し、延べ786人の住民参加を得た(その内、「拡大市民会議」は2007年12月、2008年1月、6月、12月、2009年3月の合計5回開催)。具体的には、まず、統計資料などに基づくA市の現状やこれまでに実施してきた「地域住民懇談会」「関係団体ヒアリング」「住民意識調査(意見カード)」などの調査結果から抽出した地域課題と参加住民の生活実感を重ね合わせながら、地域課題の整理を行い、以下の5つに分類された。①自然環境、②生活安全、③保健・医療・福祉・教育、④社会参加・コミュニケーション、⑤まちづくり。次に、5つに分類された地域の課題を、A・B・C・D・Eの5部会に分かれて、ワークショップ形式で整理していった。さらに、整理された地域課題の中から、本計画に掲げる重点項目を選び出す作業を重ね、全52の重点項目(A部会「自然環境」9項目、B部会「生活安全」10項目、C部会「保健・医療・福祉・教育」10項目、D部会「社会参加・コミュニケーション」11項目、E部会「まちづくり」12項目)を確定した。そして、確定した重点項目を受けて、各項目の課題解決に向けた具体的方策(「市民が中心に取り組むこと」「市民が行政と協働して取り組みたいこと」「市民が望む行政・社会福祉協議会の支援」と「取り組みをはじめる時期」)を検討し、187の具体的方策がまとめられた(市民会議の中で提案された187以外の全てのアイデアを「資料」として掲載)。なお、市民会議参加希望者には、5部会のいずれかに所属して具体的な作業

を行う「作業部会メンバー」として参加するか、総合的な視点で意見・提言を行う「拡大市民会議メンバー」として参加するかを選択できるようにし、多様な住民参加を目指した。各部会に所属したメンバーは、A部会「自然環境」9名、B部会「生活安全」9名、C部会「保健・医療・福祉・教育」32名(C部会は検討する項目が多いため、C-1・C-2グループに分かれて検討した)、D部会「社会参加・コミュニケーション」11名、E部会「まちづくり」16名であった。毎回の市民会議・作業部会には、行政と社会福祉協議会職員(事務局)と「プロジェクトチーム地域戦略会議」メンバーが参加し、市民会議の運営支援を行いながら市民会議・各部会メンバーと協議を重ねた。最終的にまとめられた「52の重点項目」の所管部局は、福祉各課以外にもまたがるため、適宜関係各課との連絡調整を行った(2009年11月5日～6日庁内関係各課ヒアリング調査実施)。

市民会議において提言された「5分野52項目・187具体的方策」に基づいて、「市民会議」メンバーが「市民計画」を、行政職員が「行政支援計画」を、社会福祉協議会職員が「社会福祉協議会支援計画(地域福祉活動計画)」を編集する作業を担った(コンサルタントが編集支援)。

また、保健・医療・福祉機関4名、当事者・関連団体8名、市民会議代表(委員長、各部部长)6名、学識経験者2名の計20名の委員で構成された「策定委員会」を設け、2008年3月、6月、9月、12月、2009年2月の計5回開催した。「策定委員会」は第2期地域福祉計画の審議機関として位置づけられているが、本計画の策定に関する検討・審議については実質的に「市民会議」で全て行うという方式を選択した。そのため、「策定委員会」の主な役割は、市民会議に対して、各委員の専門的視点に基づいた提言を行うことであった。つまり、「策定委員会」では、市民会議からの検討結果の報告を受けた上で、各委員より提言がなされるという形で会議が進められた。「策定委員会」より示された提言については、市民会議の各部会において検討し、適宜、計画策定に反映させた。

上記の過程を経て、2009年2月の「策定委員会」において計画の承認がなされ、計画の策定に

至った。

IV. 考察

以上、A市における第2期地域福祉計画策定の過程を、住民参加にかかわる取り組みに焦点をあててまとめてきたが、次のような特徴が見いだせる。

第1に、住民参加を基軸とした公民協働による計画策定を行ったことである。本計画では、PDCAサイクルのいずれの段階にも住民が中核的に参加することを想定し、その基盤組織である「市民会議」を設けて策定を進めた。すなわち、従来の計画と比して、行政事務局が計画原案を作成し、それを策定委員会で諮り策定する「事務局主導型の計画策定」ではなく、原案から地域住民が考えていく「住民主導の計画策定」への転換¹⁹⁾を意図したのである。ただし、策定当初は、地域住民の生活実感や生活課題から出発する「白紙からの計画づくり」²⁰⁾といわれる手法について、ノウハウを持たない行政や社会福祉協議会職員より不安視する消極的な意見が出された。また、「地域住民懇談会」「関係団体ヒアリング」や「市民会議」の当初は、行政主導型で参加者を募るとともに、参加住民から行政に対する不満・批判や要望等の意見が出されることが多かった。しかし、①計画策定準備段階より定期的に、行政・社会福祉協議会職員、市民会議委員長とアドバイザー・大学関係者とが研修を兼ねた打ち合わせを行い、各職員の情報共有とスキルアップを図ったこと、②本計画を「絵に描いた餅」で終わらせるのではなく、計画の推進（進行管理・評価）を図っていくことを参加住民に対して約束し、地域福祉計画策定に住民がかかわることの意味を重ねて確認したこと、③本計画策定に関わる行政と社会福祉協議会の職員を市民会議・各部会に配置し、住民主体の計画策定に取り組むための一体的な協働体制を敷いたこと、といった工夫を行うことで、次第に計画策定における住民参加の必要性のコンセンサスが得られるようになった。そして、協議を重ねる中で、行政に対する批判や要望ではなく、建設的なアイデアが出されるようになり、参加住民の主体性・協力が形成されている様子が見いだされた。計画策定の準備段階から、計画策定・進

行管理・評価を住民が中心となって推進していくことの共有を図り、具現化していくための住民・行政・社会福祉協議会とアドバイザー・専門家による協働体制を構築したこと。さらには、「市民会議」という「出会いの場」において、住民・行政・社会福祉協議会の3者が協働で地域の課題を共有し、それらの解決策について議論を重ねる過程の中で、参加住民が、計画策定における住民参加の必要性和協働の「強み」に気づき、住民の主体形成につながっていったと考えられる。先行研究において、「プロセス重視」の地域福祉計画策定が住民の主体的参加やパートナーシップの形成に寄与することが検証されているが²¹⁾、支持する結果となった。

第2に、本計画では、狭義の福祉分野別課題だけでなく、その他の生活関連分野の課題も含めて取り扱っていることである。地域住民の生活課題を総合的にとらえ、生活関連分野の各計画と連携を図りながら、幅広い生活課題に対応していくための総合計画として本計画を位置づけ、策定を進めていったのである。今回の計画策定では、住民懇談会などから出された「5つの生活課題」を計画の対象としてとりあげ、「市民会議」を中心として解決策を見いだしていったが、結果として、民生児童委員などの日常的に福祉活動を行っている住民だけでなく、建築分野やまちづくり等の福祉分野と日常的に関わりのない住民の参加を得ることにつながった。地域福祉計画の重要な要素とされている「総合性」²²⁾が、幅広い住民参加を促進する要因である可能性が示唆された。また、上述の通り、本計画で最終的にまとめられた「52の重点項目」の所管部局は、福祉各課以外にもまたがるため、都市整備部・建設部・環境部・市民病院・教育委員会など関係各課（全10部21課）よりヒアリング調査を行い、課題解決に向けた具体的な取り組みの方向性を示す「具体的な方策」に反映させた。地域福祉計画策定過程における行政と住民の協働の場を通じて、行政内のガバナンスが構築されていく可能性が示唆された。今後、分析を深めていきたい。

V. おわりに

本稿では、A市が2007年度より2か年にわたっ

て取り組んでいる第 2 期地域福祉計画策定の事例をとりあげ、そのプロセスにおける住民参加に焦点をあてて考察した。

研究の結果、以下の 2 点の知見が得られた。①住民・行政・社会福祉協議会による協働体制を構築し、「市民会議」という「出会いの場」において協議を重ねるといふ策定方法を採用したところ、今回の手法が住民の主体形成に寄与する可能性が示唆された。②地域福祉計画の重要な要素とされている「総合性」が、幅広い住民参加、行政内のガバナンスを促進する要因である可能性が示唆された。

他面、本研究には以下の 3 つの課題がある。①本研究は 1 事例を分析したものであり、一般化するには限界があること、②今回の計画策定方法の効果についてさらなる精査が必要であること、③計画策定に参加した住民の代表性が妥当であるか否かの検証が十分でないこと。いずれも今後の課題としたい。ただし、先行研究において「人口 5 万程度までは、よくいわれるように住民が見える行政といえるし、住民の側からも行政が身近に感じられる地域規模といえる」²³⁾と指摘されており、その点からいえば、今回の研究は、人口約 14 万人の地域規模において、「住民が見える行政といえ」「行政が身近に感じられる地域」を目指した地域福祉計画の策定事例であり、地域福祉計画における住民参加のモデル化を検討していく上での素材として一定の意義はあると考えられる。

注・引用文献

- 1) 武川正吾 (2006) 『地域福祉の主流化—福祉国家と市民社会Ⅲ—』法律文化社, pp. 1-2.
- 2) 地方分権改革推進会議 (2002) 「事務・事業の在り方に関する中間報告—自主・自立の地域社会をめざして—」 pp. 7-8.
- 3) 武川正吾 (2005) 「地域福祉の主流化と地域福祉」武川正吾編『地域福祉計画—ガバナンス時代の社会福祉計画—』有斐閣, p. 23.
- 4) 平野隆之 (2007) 「地域福祉計画研究の論点整理」牧里毎治・野口定久編『協働と参加の地域福祉計画—福祉コミュニティの形成に向けて—』ミネルヴァ書房, p. 73.
- 5) 武川正吾 (2005) 前掲書 3) p. 41.
- 6) 小林雅彦 (2005) 「社会福祉の現代的課題と地域福祉の新潮流」小林雅彦編『地域福祉論』学文社, pp. 41-42.
- 7) 永田祐 (2011) 『ローカル・ガバナンスと参加—イギリスにおける市民主体の地域再生—』中央法規, p. 21.
- 8) 原田正樹 (2008) 「地域福祉計画の策定とローカル・ガバナンス—地域住民の参加と協働から—」『地域福祉研究』No. 36, p. 16.
- 9) 荒川孝之・伊藤美樹・平野隆之 (2002) 「住民参加による計画活動実践におけるプロセス研究—高浜市地域福祉計画策定モデル事業の事例から—」『日本の地域福祉』No. 16, pp. 41-52.
- 10) 土橋善蔵・鎌田實・大橋謙策編 (2003) 『福祉 21 ビーナスプランの挑戦—パートナーシップのまちづくりと茅野市地域福祉計画—』中央法規.
- 11) 上野谷加代子・杉崎千洋・松端克文編 (2006) 『松江市の地域福祉計画—住民の主体形成とコミュニティソーシャルワークの展開』ミネルヴァ書房.
- 12) 朴兪美 (2009) 「地域福祉計画における新しい『プロセス重視の枠組み』の提案—高浜市・都城市の検証から—」『日本の地域福祉』No. 22, pp. 47-59.
- 13) 高浜市, 都城市は, 全国社会福祉協議会・地域福祉計画に関する調査研究事業の「市町村地域福祉計画策定モデル」指定を受けた「先進的自治体」として知られている。茅野市は 2006 年度に, 松江市は 2011 年度に「地域福祉に関する優秀な実践を顕彰」する日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞を受賞している。
- 14) 和気康太 (2006) 「地域福祉実践研究の方法論的課題—地域福祉計画の研究・開発と評価研究を中心に—」『日本の地域福祉』No. 20, p. 17.
- 15) 木下聖 (2007) 『地方分権と地域福祉計画の実践—コミュニティ自治の構築へ向けて—』みらい, pp. 14-15.
- 16) A 市ホームページ, A 市資料.
- 17) 計画策定後の進行管理においても 3 主体の協働体制を進めることを計画に明記している。

- 18) 第1期地域福祉計画などのA市の福祉関係計画策定に長年にわたり携わっている日本福祉大学・野口定久教授の下、計画策定支援を行うプロジェクトチームが組織された。筆者はその一員（計画策定アドバイザー・策定委員）として参加した。
- 19) 原田正樹（2007）「地域福祉計画と地域住民参加」牧里毎治・野口定久編『協働と参加の地域福祉計画—福祉コミュニティの形成に向けて—』ミネルヴァ書房，p. 184.
- 20) 原田正樹（2007）前掲書19）p. 184.
- 21) 朴愈美（2009）前掲書12）pp. 47-59.
- 22) 全国社会福祉協議会・地域福祉計画に関する調査研究委員会（2002）『地域福祉計画・支援計画の考え方と実際—地域福祉計画に関する調査研究事業報告書—』全国社会福祉協議会.
- 23) 杉岡直人「地域福祉計画と地域特性」（2007）牧里毎治・野口定久編『協働と参加の地域福祉計画—福祉コミュニティの形成に向けて—』ミネルヴァ書房，p. 97.

A Case Study of Residents' Participation in Community-based Welfare Planning

Hasenaka, Takashi*

2000年に社会福祉事業法が社会福祉法に改称・改正され、市町村を基盤とした地域福祉の推進を図っていく必要性が法的に明確にされた。そして、地域福祉推進のための手段として、地域福祉計画を策定することが社会福祉法第107条・108条において規定された(2003年4月より施行)。社会福祉法第107条に記されているように、住民参加が地域福祉計画の特徴の一つとしてあげられ、住民参加を欠いた計画は地域福祉計画とはいえないとさえ先行研究において指摘されている。住民参加を重視する考えは、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」においても明確に示されている。この住民参加に関して、地域福祉計画策定における住民参加をどのように実現していくのかを検証していくことが課題として残されており、地域福祉計画における住民参加のモデル化にむけた研究を蓄積していくことが求められている。本稿では、A市が2007年度より取り組んでいる第2期地域福祉計画策定の事例をとりあげ、そのプロセスにおける住民参加に焦点をあてて考察した。研究の結果、以下の2点の知見が得られた。①住民・行政・社会福祉協議会による協働体制を構築し、「市民会議」という「出会いの場」において協議を重ねるといった計画策定方法を採用したところ、今回の手法が住民の主体形成に寄与する可能性が示唆された。②地域福祉計画の重要な要素とされている「総合性」が、幅広い住民参加、行政内のガバナンスを促進する要因である可能性が示唆された。

キーワード：地域福祉計画，住民参加，公民協働，行政，社会福祉協議会